

○静岡県環境影響評価技術指針

平成 11 年 6 月 11 日

告示第 525 号

静岡県環境影響評価条例(平成 11 年静岡県条例第 36 号)第 7 条第 1 項の規定により、静岡県環境影響評価技術指針を次のように定める。

静岡県環境影響評価技術指針

目次

第 1 章 総論

第 1 趣旨

第 2 環境影響評価の実施手順

第 3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

第 4 環境の保全のための措置に関する事項

第 5 事後調査の項目及び手法の選定に関する事項

第 6 方法書、準備書、評価書、事後調査計画書及び事後調査報告書の作成に関する事項

第 2 章 各論

第 1 大気汚染

第 2 騒音及び低周波空気振動

第 3 振動

第 4 悪臭

第 5 局地風

第 6 水質汚濁

第 7 底質汚染

第 8 地下水汚染

第 9 土壌汚染

第 10 土地の安定性

第 11 地盤沈下

第 12 地下水の変化

第 13 河川の変化

第 14 海況の変化

第 15 土壌、土砂の流出、堆積

第 16 貴重な地形及び地質

第 17 動物

第 18 植物

第 19 生態系

第 20 景観

第 21 文化財

第 22 人と自然の触れ合いの活動の場

第 23 廃棄物

第 24 地球環境

第 25 放射線の量

第 26 日照障害

第 27 電波障害

第 3 章 静岡県環境影響評価条例施行規則第 6 条の規定に基づく第 2 種事業の判定基準

第 1 章 総論

第 1 趣旨

1 この静岡県環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)は、静岡県環境影響評価条例(平成 11 年静岡県条例第 36 号。以下「条例」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、条例第 2 条第 4 項に規定する対象事業(以下「対象事業」という。)に係る環境影響評価等を適切に行うために必要な事項を定めるとともに、静岡県環境影響評価条例施行規則(平成 11 年静岡県規則第 51 号。以下「施行規則」という。)第 6 条の規定に基づき、条例第 2 条第 3 項に規定する第 2 種事業(以下「第 2 種事業」という。)の判定の基準を定めるものである。

2 この技術指針は、条例に定める対象事業に共通するものとして定めるものであり、環境影響評価に関する調査等を行うに当たっては、事業及び地域の特性を配慮し、この技術指針に定められた標準的な調査等の項目及び技術的方法以外のものも選定することができる。

3 この技術指針は、環境影響評価等に関する今後の科学的知見の進展、事例の積み重ね等に応じて適切な判断を加え、必要な改定を行うものとする。

第 2 環境影響評価の実施手順

環境影響評価は、次に示す手順に従って実施する。

第3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

対象事業に係る条例第7条第2項第1号に規定する環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための事項については、次の1から7までに定めるところによる。

1 事業特性及び地域特性の把握

(1) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)に関し、入手可能な最新かつ最適な文献その他の資料により次に掲げる情報を把握するものとする。

ア 事業特性に関する情報

項目	内容
事業予定地	位置
計画面積	全体面積、現況地目別面積、自然地改変面積
計画人口	利用者数、従業員数等
事業予定	工事着手予定年月日、供用開始予定年月日
土地利用計画	施設用途別面積等
造成計画等	伐採面積、切盛土面積・土量・施工計画、埋立面積、土石搬入・残土処理計画等
施設計画	建築物・工作物等の位置、規格等
道路計画	工事用道路、アクセス道路の位置・構造、発生集中交通量等
給水計画	水源別取水量、用途別計画給水量等
雨水排水計画	集水区域、計画排水量、排水施設の種類、放流河川等
汚水排水計画	計画汚水量、排水施設の種類、処理方法、排水水質、排水量、放流河川等
燃料等使用計画	使用燃料等の種類・使用量、燃料等の消費施設の種類・規模等
廃棄物処理計画	種類別計画処理量、処理方法、処理施設の種類等
緑化計画	緑化方法、緑地面積、緑被率等

防災計画	防災施設計画、施設の構造・規模、地域防災計画との関係等
文化財等保護計画	文化財等の保護方法等
工事計画	工事方法、使用機材・資材、工事工程等

イ 地域特性に関する情報

区分	項目名	内容
地域の自然的状況に係る項目	気象	風向、風速、気温、日射量、雲量、降水量等
	河川、湖沼、海域、地下水	地理的分布、河川の流量、流況、波浪、潮汐、水深、湖沼等における成層・密度流等、地下水位、かん養状況、利用状況等
	地形	一般地形、水底地形等
	地質	一般地質、堆積物の状況等
	動物、植物	動植物相等
	自然災害	過去の地すべり、崩壊、洪水等の発生状況
	その他	地域景観、景勝地、野外レクリエーション地の分布状況、一般環境中の放射性物質の状況等
地域の社会的状況に係る項目	行政区画	市町村境界、字界等
	人口	人口動態、人口密度、人口分布、流域人口、年齢別人口の状況等
	集落の状況	集落の分布、戸数等
	産業	工業出荷額、用水・燃料使用、産業別人口等
	交通	道路交通状況、鉄道・空港・港湾の利用状況等
	土地利用	土地利用の概況、用途地域等
	施設等の設置状況	学校及び病院その他の環境の保全について特に配慮が必要な施設等
	水域とその利用	水域の概況、水面利用、水利用、漁業権の設定状況等

	文化財等	史跡、名勝、天然記念物等の指定状況及び周知遺跡の分布状況
	各種開発計画等の策定状況	県総合計画、市町村総合計画等
	その他	水道事業計画等
環境関係法令等に係る項目	環境保全対策の状況	下水道等環境整備の状況等
	関係法令による指定、規制等	公害防止に係る規制地域、公害防止計画地域、環境基準*の類型指定、自然環境保全に係る地域、国立公園等の地域、鳥獣保護区域等
	生活環境の状況等	大気質、騒音、振動、悪臭、水質等の状況(環境基準の確保の状況を含む。)、苦情件数等
	その他	条例に基づく規制基準等

* 環境基準とは、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準をいう。

(2) 地域特性に関する情報は、必要に応じ、国、県、関係する市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるように整理するものとする。

2 環境影響評価の項目の選定

(1) 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、別表を用いて当該対象事業の実施により環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「環境影響要因」という。)及び当該環境影響要因によって影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)を細区分することにより行うものとする。

(2) 環境影響要因の細区分は、環境影響評価を行う時点における事業計画の内容等に応じて、次に掲げる環境影響要因のそれぞれに関し、物質等を排出し、又は既存の環境を損ない若しくは変化させる等の要因を整理するものとする。

ア 対象事業に係る工事の実施(以下「工事の実施」という。)

イ 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。)

(3) 環境要素の細区分は、次に掲げる環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、客観的かつ科学的に検討して適切に定めるものとする。

ア 大気環境

(ア) 大気質

(イ) 音

(ウ) 振動

(エ) 臭い

(オ) 局地風

(カ) その他

イ 水環境

(ア) 水質

(イ) 底質

(ウ) 地下水

(エ) その他

ウ 土壌環境

(ア) 土壌

エ 地形及び地質

(ア) 地盤

(イ) 地下水

(ウ) 河川

(エ) 海況

(オ) その他

オ 動物・植物・生態系

(ア) 動物

(イ) 植物

(ウ) 生態系

カ 景観

キ 文化財

ク 人と自然の触れ合いの活動の場

ケ 廃棄物

コ 地球環境

サ 一般環境中の放射性物質

(ア) 放射線の量

シ その他(日照障害、電波障害)

(4) 環境影響評価の項目の選定に当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。

(5) 選定した環境影響評価の項目(以下「選定項目」という。)については、その一覧を明示するとともに、環境影響評価の項目として選定した理由を明らかにし、又選定しなかった項目についてもその理由を明らかにするものとする。

(6) 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において環境影響評価の項目の選定に係る新たな事情が生じた場合には、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

(7) (3)に掲げる環境要素のほかに、事業特性及び地域特性を考慮し、事業実施に当たって環境の保全のために配慮すべき項目(以下「配慮項目」という。)として、必要な項目を次に掲げるものから選定するものとする。

ア 光害

イ 地域交通

ウ 電磁波

3 調査、予測及び評価の手法の選定

(1) 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに4から7までに定めるところにより選定するものとする。

ア 2(3)アからエまでに掲げる環境要素に係る選定項目については、大気環境、水環境、土壌環境、地形及び地質に関し、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度を調査し、これらが人の健康又は生活環境若しくは自然環境に及ぼす影響を把握できること。

イ 2(3)オ(ア)及び(イ)に掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は自然保護上若しくは希少性の観点から注目すべき種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は自然保護上若しくは希少性の観点から動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況並びに植物の注目すべき群落の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

ウ 2(3)オ(ウ)に掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、イの調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に表す性質をいう。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。)の観点から注目

される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生息環境又は生育環境の状況を踏まえた上で、当該生息地又は生育地におけるこれらの生態及び他の動植物との関係並びにこれらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

エ 2(3)カに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握できること。

オ 2(3)キに掲げる環境要素に係る選定項目については、文化財に関し、歴史上の遺跡及び法令等に基づく指定を受けた有形の文化財の位置、規模、内容等を調査し、これらに対する影響の程度を把握できること。

カ 2(3)クに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

キ 2(3)ケ及びコに掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物及び地球環境に影響を与える物質に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量及び抑制の程度を把握できること。

ク 2(3)サに掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

ケ 2(3)シに掲げる環境要素に係る選定項目については、日照障害及び電波障害とする。地域の学校、病院、住居及び耕作地の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握できること。

(2) 2(7)に掲げる配慮項目については、次表に掲げる当該配慮項目の発生の状況又は地域環境に与える負荷の内容に応じて動植物の生息・生育の状況及び人の生活・活動の場の状況を調査し、当該配慮項目に係る発生又は影響の程度及び抑制の方法が把握できること。

配慮項目	配慮すべき内容と対象
光害	事業に係る照明等が及ぼす貴重な動植物の産卵地など生態系への影響、天文観測の障害等
地域交通	事業に伴う発生又は集中交通による地域交通の渋滞、安全度の低下等
電磁波	事業地周辺に住宅等が存在する場合の漏洩

(3) 調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。

(4) 調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。

(5) 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じた場合には、必要に応じ選定した手法の見直しを行うものとする。

4 調査の手法

(1) 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、環境要素に係る選定項目ごとに、次のアからオまでに掲げる調査の手法に関する事項について、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して、適切に予測及び評価を行うために必要なものを選定するものとする。

ア 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の現状に関する情報、気象その他の自然的状況、人口その他の社会的状況又は環境関係法令等に関する情報

イ 調査の基本的な手法

国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

ウ 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）

対象事業の実施により環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

エ 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

オ 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。）

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

(2) (1)イの調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

(3) (1)オの調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を設定するものとする。

(4) 調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

(5) 調査の手法を選定するに当たっては、情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時等を明らかにするとともに、その妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

(6) 長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

5 予測の手法

(1) 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、環境要素に係る選定項目ごとに、次のアからエまでに掲げる予測の手法に関する事項について、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して、適切に評価を行うために必要なものを選定するものとする。

ア 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、モデルによる実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法
イ 予測の対象とする地域(以下「予測地域」という。)

調査地域のうちから適切に選定された地域

ウ 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握する場合における当該地点(以下「予測地点」という。)

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

エ 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(以下「予測対象時期等」という。)

工事の実施による環境影響が最大になる時期、供用開始後事業活動等が定常状態になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

(2) (1)アの予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

(3) (1)エの予測の対象とする時期については、供用開始後事業活動等が定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

(4) 予測の手法を選定するに当たっては、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。

(5) 予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、国、県又は関係する市町村が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。

(6) 予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の予測の手法を用いる場合及びその他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合には、当該不確実性の内容を明らかにするものとする。

6 評価の手法

対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 調査及び予測の結果並びに第4の1による検討を行った場合においては、その結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。

(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が測られているかどうかを評価する手法であること。

(3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

7 手法の重点化及び簡略化

(1) 対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法の選定に当たっては、必要に応じ、より詳細な調査若しくは予測の手法(以下「重点化手法」という。)又は簡略化された調査若しくは予測の手法(以下「簡略化手法」という。)を選定するものとする。

(2) 重点化手法は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。

ア 事業特性により、選定項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

イ 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

(ア) 選定項目に関して環境影響を受けやすい地域その他の対象

(イ) 選定項目に関して環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

(ウ) 選定項目に関する環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(3) 簡略化手法は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。

ア 選定項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

イ 対象事業実施区域又はその周囲に、選定項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

ウ 類似の事例により当該選定項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

エ 選定項目に関する予測及び評価において必要とされる情報が、第2章に定められている調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

第4 環境の保全のための措置に関する事項

対象事業に係る環境の保全のための措置に関する事項については、次の1から3までに定めるところによる。

1 環境保全措置の検討

(1) 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる

限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

(2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえて、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

2 検討結果の検証

環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

3 検討結果の整理

環境保全措置の検討に当たっては、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- (4) 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (5) 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

4 配慮項目に係る措置の検討

配慮項目に係る措置の検討に当たっては、当該配慮項目に係る地域環境への負荷の質及び量の抑制を図るものとする。

第5 事後調査の項目及び手法の選定に関する事項

対象事業に係る事後調査の項目及び手法の選定に関する事項については、次の1及び2に定めるところによる。

1 事後調査の検討

予測を行った選定項目については、予測の妥当性を検証するため、対象事業に係る工事等の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握する事後調査を行うものとする。

ただし、予測の結果、環境影響の程度が小さいことが明らかな項目については、事後調査を行わないことができる。

2 事後調査の手法の選定

事後調査の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

(2) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

第 6 方法書、準備書、評価書、事後調査計画書及び事後調査報告書の作成に関する事項対象事業に係る方法書、準備書、評価書、事後調査計画書及び事後調査報告書の作成については、次の 1 から 7 までに定めるところによる。

1 方法書の作成

(1) 対象事業に係る条例第 9 条第 1 項第 3 号に規定する事業の内容は、次に掲げる事項とする。

ア 対象事業の種類

イ 対象事業の規模

ウ 対象事業実施区域

エ その他の対象事業の内容に関する事項(既に決定されている内容に係るものに限る。)であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

(2) 対象事業に係る条例第 9 条第 1 項第 4 号に掲げる事項のうち、対象事業実施区域の概況を記載するに当たっては、入手可能な最新かつ最適な文献その他の資料により把握した結果(当該資料の出典を含む。)を、第 3 の 1(1)イに掲げる事項の区分に応じて記載するものとする。

(3) (1)ウ及び対象事業に係る条例第 9 条第 1 項第 4 号に掲げる事項を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

(4) 対象事業に係る条例第 9 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の記載に当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、選定した理由又は選定しなかった理由を明らかにするものとする。

(5) 条例第9条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合には、対象事業に係る方法書において、その旨を明らかにするものとする。

2 削除

3 準備書の作成

(1) 準備書には、条例第17条第1項各号に掲げる事項を記載するものとする。

(2) 条例第17条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにするものとする。

(3) 対象事業に係る条例第17条第1項第5号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。

ア 第3の2から7までにより選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

イ 第3の4(5)及び(6)、第3の5(4)から(6)まで並びに第3の6(3)に掲げる事項

(4) 対象事業に係る条例第17条第1項第6号アに掲げる事項には、第3により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に基づき実施した環境影響評価の結果を項目ごとに取りまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)を記載するものとする。

(5) 対象事業に係る条例第17条第1項第6号イに掲げる事項には、第4により検討した環境の保全のための措置を記載するものとする。

(6) 対象事業に係る条例第17条第1項第6号ウに掲げる事項には、第5の1による検討の結果を記載するものとする。

(7) 対象事業に係る条例第17条第1項第6号エに掲げる事項には、他の選定項目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響について検討を行うため、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるように記載するものとする。

(8) 条例第17条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合には、対象事業に係る準備書において、その旨を明らかにするものとする。

4 評価書の作成

(1) 評価書には、条例第25条第3項各号に掲げる事項を記載するものとする。

(2) 評価書の作成については、3の(2)から(7)までを準用する。

(3) 対象事業に係る条例第 25 条第 3 項第 1 号に掲げる事項の記載に当たっては、準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(4) 条例第 25 条第 4 項の規定により 2 以上の対象事業について併せて評価書を作成した場合にあっては、対象事業に係る評価書において、その旨を明らかにするものとする。

5 事後調査計画書の作成

(1) 対象事業に係る条例第 34 条第 1 項に規定する事後調査計画書には、評価書に記載した事後調査の方針に基づいて具体化させた事後調査の項目、調査地点、調査期間及び頻度、並びに調査方法等次に掲げる事項について記載するものとする。

ア 条例第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項

イ 事後調査を行う理由

ウ 事後調査の項目及び手法

エ 事後調査報告書の提出時期

オ 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合にあっては、当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容

カ 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名(法人にあっては、その名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

キ その他事後調査の実施に関し必要な事項

(2) 事後調査計画書の作成については、4 の(4)を準用する。

6 事後調査報告書の作成

(1) 対象事業に係る条例第 36 条第 2 項に規定する事後調査報告書には、事後調査計画書に従って行った事後調査の結果等次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 条例第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項

イ 事後調査を行った理由

ウ 事後調査の項目及び手法

エ 事後調査の結果

オ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

カ その他事後調査の結果に関し必要な事項

(2) 事後調査報告書の作成については、4 の(4)を準用する。

7 留意事項

6 景観										
7 文化財										
8 人と自然の触れ合いの活動の場										
9 廃棄物										
10 地球環境										
11 一般環境中の放射性物質	放射線の量									
12 その他	日照障害									
	電波障害									

備考

- 1 環境影響要因及び環境要素の細区分の欄には、事業特性及び地域特性を考慮し、適切かつ具体的な環境影響要因及び環境要素を記入すること。
- 2 環境影響要因の細区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがある環境要素の欄に○印を付けること。
- 3 「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握できるものをいう。
- 4 「放射線の量」は、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

第2章 各論

基本的な環境影響評価の項目について、基準となる手法は次のとおりとする。

第1 大気汚染

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 大気質の状況

(ア) 環境項目

環境基準が規定されている物質(ただし、光化学オキシダントは除く。)

(イ) 規制項目

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項第2号、第3号、同条第4項及び第5項に規定する物質(ただし、(ア)に掲げる物質を除く。)

(ウ) 有害項目

大気汚染防止法第2条第9項に規定する物質(ただし、(ア)及び(イ)に掲げる物質を除く。)

(エ) 指定項目

大気汚染防止法附則第9項に基づく指定物質(ただし、(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる物質を除く。)

(オ) その他の項目

一酸化窒素、浮遊粉じん、炭化水素(非メタン炭化水素に限る。)、その他必要な物質

イ 気象の状況

ウ 大気汚染の発生源の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により大気質に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

県等が設置する大気汚染常時監視測定局、气象台、測候所等における1年間以上の測定資料、文献等の整理及び解析又は現地調査による。大気質及び気象の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 大気質の状況

(ア) 調査地点

調査地点は、対象事業の内容、地形、土地利用、住宅の密集度等を勘案し、調査地域の範囲内において大気質の変化を的確に把握できる地点とする。

(イ) 調査期間等

原則として1年間以上にわたる大気質の状況を把握することとし、調査地域における年間を通じた大気質の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期は、年間を通じた変動等を考慮して設定する。

(ウ) 測定方法

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、
「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)その他の環境庁の告示若しくは通知で示されている方法及び日本産業規格に定める方法又はその他適切な方法とする。

イ 気象の状況

調査地域における大気質の濃度を適切に予測するための気象の状況を把握できる調査地点並びに期間及び時期とし、測定方法は、「地上気象観測指

針」(平成5年気象庁)、「高層気象観測指針」(平成7年気象庁)に定める方法又はその他適切な方法とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する大気汚染物質の濃度又は飛散、降下する量の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、大気質に及ばず影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

ア 予測方法は、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

(ア) 理論計算式による方法

a プルームモデル

b パフモデル

c JEAモデル

d 風洞模型実験

(イ) 模型実験による方法

(ウ) 野外拡散実験による方法

(エ) 類似の事例を参考にする方法

(オ) その他適切な方法

イ 定量的な予測は、年平均値で行うこととし、必要に応じ短期予測についても併せて行う。

ウ 定性的な予測は、対象事業の実施により排出される負荷量等を把握し、他の発生源から排出される負荷量等との比較検討、既存事例との対比等により行う。

エ 将来のバックグラウンド濃度の把握については、既存の資料等を用いて把握することとし、それが不可能な場合は現況の環境濃度を用いることとする。

(5) 留意事項

予測に当たっては、対象事業の計画の内容をもとに、汚染物質排出量、稼働条件、煙源状況、交通量等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。

第 2 騒音及び低周波空気振動

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 騒音及び低周波空気振動の状況

環境騒音及び工場、事業場、道路、鉄道、航空機等の特定騒音の騒音レベルの状況及び低周波空気振動の音圧レベルの状況

イ 騒音及び低周波空気振動の発生源の状況

工場、事業場、道路、鉄道、飛行場等の主要な騒音及び低周波空気振動の発生源の分布状況及び発生状況

(2) 調査地域

対象事業の実施による騒音及び低周波空気振動が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。騒音及び低周波空気振動の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 調査地域及び地点

調査地域は、対象事業の実施により騒音レベル及び低周波空気振動の音圧レベルが一定程度以上変化するおそれのある範囲を含む地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案し、騒音及び低周波空気振動の状況を適切に把握できる地点とする。

イ 調査期間等

原則として1年間程度の騒音及び低周波空気振動の現状を把握することとし、調査地域における騒音及び低周波空気振動の状況を適切に把握できる期間及び時期とする。調査時間帯の設定に当たっては、発生源の特性、交通量の変動、季節、時間の区分等に配慮し、地域特性及び対象事業により騒音及び低周波空気振動が発生する時間帯等を考慮して設定する。

ウ 測定方法

(ア) 環境騒音の測定方法

「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める方法又はその他適切な方法とする。

(イ) 特定騒音の測定方法

a 工場、事業場騒音

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）に定める方法又はその他適切な方法とする。

b 道路交通騒音

「騒音に係る環境基準について」に定める方法又はその他適切な方法とする。

c 航空機騒音

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）に定める方法又はその他適切な方法とする。

d 鉄道、軌道等

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）」、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年12月環大第174号）」に定める方法又はその他適切な方法とする。

(ウ) 低周波空気振動の測定方法

空気振動に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用いて低周波空気振動の状況を適切に把握する方法とする。なお、対象とする空気振動の周波数領域は、概ね100ヘルツ以下とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により発生する騒音レベル及び低周波空気振動の音圧レベル並びにそれぞれの伝搬の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、対象事業に係る騒音及び低周波空気振動の状況を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 伝搬理論式による方法

イ 経験的回帰式による方法

ウ 模型実験による方法

エ 類似の事例を参考にする方法

オ その他適切な方法

(5) 留意事項

ア 予測に当たっては、対象事業の計画の内容をもとに、騒音及び低周波空気振動の発生源の種類・構造・分布、パワーレベル、交通量、車種構成等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。

イ 予測対象とする時間帯は、環境基準の時間区分に配慮して設定する。

第3 振動

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 振動の状況

環境振動及び工場、事業場、道路、鉄道等の特定振動の振動レベルの状況

イ 振動の発生源の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施による振動が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。振動の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 調査地点

調査地域における振動の状況を適切に把握できる地点とする。

イ 調査期間等

原則として1年間程度の振動の現状を把握することとし、調査地域における振動の状況を適切に把握できる期間及び時期とする。調査時間帯の設定に当たっては、昼間及び夜間の区分等を配慮し、地域特性及び対象事業により振動が発生する時間帯等を考慮して設定する。

ウ 測定方法

(ア) 環境振動の測定方法

「日本産業規格 Z8735」に定める方法又はその他適切な方法とする。

(イ) 特定振動の測定方法

a 工場、事業場振動

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)に定める方法又はその他適切な方法とする。

b 道路交通振動

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)第12条に定める方法又はその他適切な方法とする。

c 鉄道、軌道等

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月環境庁長官勧告）に定める方法又はその他適切な方法とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により発生する振動レベル並びに伝搬の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、対象事業に係る振動の状況を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 伝搬理論式による方法

イ 経験的回帰式による方法

ウ 模型実験による方法

エ 類似の事例を参考にする方法

オ その他適切な方法

(5) 留意事項

ア 予測に当たっては、対象事業の計画の内容をもとに、振動発生源の種類・構造・分布、交通量、車種構成等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。

イ 予測対象とする時間帯は、規制基準の区分に配慮して設定する。

ウ 予測方法の選定に当たっては、その特徴、適用条件に留意する。

第 4 悪臭

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 悪臭の状況

(ア) 悪臭物質の濃度

悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 2 条第 1 項に規定する特定悪臭物質の濃度

(イ) 臭気指数

悪臭防止法第 2 条第 2 項に規定する臭気指数

(ウ) 臭気強度

(エ) その他の悪臭物質の濃度

イ 気象の状況

ウ 悪臭の発生源の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施による悪臭が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。悪臭及び気象の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 悪臭の状況

(ア) 調査地点

対象事業の内容、気象の状況、地形等を勘案し、調査地域の範囲内において悪臭物質の濃度等の状況を的確に把握できる地点とする。

(イ) 調査期間等

原則として1年間程度の悪臭の現状を把握することとし、調査地域における年間を通じた悪臭の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期及び時間帯は、調査地域内の発生源の特性、季節、気象の変動及び対象事業により悪臭が発生する時間帯等を考慮して設定する。

(ウ) 測定方法

「特定悪臭物質の測定の方法(昭和47年環境庁告示第9号)」、「臭気指数の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)」に定める方法又はその他適切な方法とする。

イ 気象の状況

悪臭を適切に予測し、及び評価するための気象の状況を適切に把握できる調査地点、調査期間等とし、測定方法は、「地上気象観測指針」に定める方法又はその他適切な方法による。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する悪臭物質の濃度等とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、対象事業に係る悪臭の状況を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- ア 理論計算式による方法
- イ 類似の事例を参考にする方法
- ウ その他適切な方法

第5 局地風

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

- ア 気象の状況
 - イ 地形及び工作物の状況
- 局地風の発生に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等

(2) 調査地域

対象事業の実施により局地風の発生が予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により発生する局地的な強風現象の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域に準じる地域及び局地風の発生を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

原則として、対象事業に係る工作物の建設が完了した時期等とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- ア 理論的解析による方法
- イ 模型による風洞実験による方法
- ウ 類似の事例を参考する方法
- エ その他適切な方法

第6 水質汚濁

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

- ア 水質の状況
- (ア) 生活環境項目

生活環境の保全に関する環境基準が規定されている物質

(イ) 健康項目

人の健康の保護に関する環境基準が規定されている物質

(ウ) 規制項目

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条に規定する排水基準が定められている物質(ただし、(ア)及び(イ)に掲げる物質を除く。)

(エ) 要監視項目

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成5年3月環水管第21号)に掲げられている要監視項目(ただし、(ウ)に掲げる物質を除く。)

(オ) 農薬項目

「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」(平成6年4月環水土第86号)、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成2年5月環水土第77号)及び「ゴルフ場における農薬使用基準」(静岡県)に掲げられている農薬(ただし、(イ)、(ウ)及び(エ)に掲げる物質を除く。)

(カ) 指標項目

水温、外観、透明度又は透視度、塩素イオン、濁度、電気伝導率、有機態炭素、陰イオン界面活性剤、クロロフィル a、その他必要な項目

イ 降水量及び降水の分布の状況

ウ 河川等の状況

エ 利水等の状況

オ 水質汚濁の発生源の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により水質汚濁が生じると予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。水質の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 調査地点

対象事業の内容、水域の特性等を勘案し、調査地域における水質の状況を適切に把握できる地点とする。

イ 調査期間等

原則として1年間以上にわたる水質の状況を把握することとし、調査地域における年間を通じた水質の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期及び時間帯は、季節変動や利水状況等を考慮して設定する。

ウ 測定方法

「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」、
「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)」、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月環水規第121号)」、「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」及び日本産業規格に定める方法又はその他適切な方法とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する水質の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、水質に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

ア 定量的な予測は、排水量、排水水質及び排水先の水域の特性等を配慮して、次の予測方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択して行う。

(ア) 数理モデルを用いた予測式による方法

- a ジョセフ・センドナー式
- b ボックスモデル
- c ストリーター・ヘルプス式
- d 岩井・井上式
- e 物質収支式
- f 数理解析モデル

(イ) 水理・数値模型実験による方法

(ウ) 類似の事例を参考にする方法

(エ) その他適切な方法

イ 定性的な予測は、対象事業の実施により排出される負荷量等を把握し、他の発生源から排出される負荷量等との比較検討、既存事例との対比等により行う。

(5) 留意事項

予測に当たっては、対象事業の計画の内容をもとに、負荷量、排出条件等の予測の前提条件となる条件についてあらかじめ整理しておく。

第7 底質汚染

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 水底の底質の状況

(ア) 水質汚濁の調査項目のアの(ア)から(オ)までに掲げられている項目

(イ) その他必要な物質

イ 降水量及び降水の分布の状況

ウ 河川等の状況

エ 底質汚染の発生源の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により底質汚染が生じると予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。水底の底質の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 調査地点

調査地域における底質の状況を適切に把握できる地点とする。

イ 調査期間等

底質の状況を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。

ウ 測定方法

「底質調査方法の改定について」(昭和63年環水管第127号)に定める方法及び日本産業規格に定める方法又はその他適切な方法とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する汚濁物質の濃度等の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、底質に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 数理モデルを用いた予測式による方法

イ 水理・数値模型実験による方法

ウ 類似の事例を参考にする方法

エ その他適切な方法

(5) 留意事項

生物の生息に及ぼす影響についても考慮するものとする。

第 8 地下水汚染

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 地下水の状況

(ア) 地下水質に係る環境基準項目

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）に規定されている物質

(イ) 水道水水質基準項目

「水質基準に関する省令（平成 4 年厚生省令第 69 号）」に規定されている物質（ただし、（ア）に掲げる物質を除く。）

(ウ) 地下水に係る指標項目

水温、外観、透視度、塩素イオン、炭酸水素イオン、イオン構成、電気伝導率、その他必要な項目

イ 降水量及び降水の分布の状況

ウ 利水等の状況

エ 地下水汚染の発生源の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により地下水汚染が生じると予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。地下水の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 調査地点

調査地域における地下水の水質の状況を適切に把握できる地点とする。

イ 調査期間等

原則として1年間以上にわたる地下水の水質の状況を把握することとし、調査地域における年間を通じた地下水の水質の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期は、季節変動等を考慮して設定する。

ウ 測定方法

「地下水の水質汚濁に係る環境基準」、「水質基準に関する省令」、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法(平成元年環境庁告示第39号)」に定める方法又はその他適切な方法とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施による地下水汚染の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、地下水に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 数理モデルを用いた予測式による方法

イ 水理・数値模型実験による方法

ウ 類似の事例を参考にする方法

エ その他適切な方法

第9 土壌汚染

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 土壌汚染の状況(対象事業実施区域外から土壌を搬入する場合には、当該土壌の汚染の状況を含む。)

(ア) 土壌汚染に係る環境基準が規定されている物質

(イ) その他の必要な物質

イ 過去及び現在の土地利用の状況

ウ 土壌汚染の発生源の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により土壌汚染が生じることが懸念される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。過去の土地利用の状況により土壌汚染の状況について現地調査を行う場合は、原則として1回とし、次に掲げる方法による。

ア 調査地点

対象事業の内容、地域の特性等を勘案し、調査地域の範囲内において土壌中の汚染物質の濃度及びその分布を的確に把握できる地点とする。

イ 測定方法

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）、
「底質調査方法の改定について」に定める方法又はその他適切な方法とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施による土壌汚染の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、土壌汚染による環境影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 土壌の改変の程度を把握し予測する方法

イ 類似の事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

(5) 留意事項

予測に当たっては、土地の改変に伴う土壌の移動及び拡散についても考慮する。

第10 土地の安定性

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 地形及び地質の状況

(ア) 地形特性、地層の走向・傾斜、斜面形状、地すべり発生の危険箇所、大規模な断層・活断層及び過去に斜面の崩壊があった箇所等の状況

(イ) 地質の種類及び分布並びに軟弱層、割れ目、節理等の状況

イ 降水量及び降水の分布の状況

ウ 地下水及び湧水の状況

エ 植物の生育状況

(2) 調査地域

対象事業の実施によって形成される傾斜地及び盛土の崩壊が懸念される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する地盤強度及び傾斜地・盛土の安定性の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は調査地域に準ずる地域とし、予測地点は地域を代表する地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び工事完了後で、地盤強度及び傾斜地・盛土の安定性に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 斜面の安定計算の理論式による方法又はその他理論的な解析による方法

イ 類似の事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

第 11 地盤沈下

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 地盤沈下の状況

地盤沈下の地域、沈下量等

イ 地形及び地質の状況

(ア) 地質、帯水層・不透水層の分布、地表の被覆・雨水浸透の状況、軟弱地盤の分布状況、地層の透水性・圧密状況の特性等

(イ) 地形の状況及び形成過程

ウ 地下水、湧水及び河川の状況

(ア) 地下水の賦存形態、水位、流動、揚水等の状況

(イ) 湧水の分布、規模等の状況

(ウ) 河川の位置等の状況

エ 降水量及び降水の分布の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により地盤沈下が生じるおそれがあると予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。地盤沈下等の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 調査地点

対象事業の内容、地域の特性等を勘案して調査地域の範囲内において地盤沈下等の状況を的確に把握できる地点とする。

イ 調査期間等

調査地域における地盤沈下の状況を適切に把握できる期間等とする。

ウ 測定方法

(ア) 地盤沈下の状況についての調査は、原則として水準測量又は沈下計を用いる方法とする。

(イ) 地下水位についての調査は、原則として地下水位計を用いる方法とする。

(ウ) 軟弱地層の分布状況についての調査は、ボーリング、物理探査等の方法とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により発生する地盤沈下の地域及び沈下量とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、地盤沈下が生じることが懸念される地域及び地盤沈下の状況を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、対象事業による地盤沈下の状況を的確に把握できる時期とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 数理モデルによるシミュレーション

イ ダルシーの法則による安全揚水量計算

- ウ 水位変動と揚水量から許容揚水量を求める方法
- エ 地形、地質の類似性に着目した地盤沈下発生の程度の推定（パターン分析）
- オ 類似の事例を参考にする方法
- カ その他適切な方法

(5) 留意事項

予測に当たっては、対象事業の計画の内容をもとに、地下水の採取量等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。

第 12 地下水の変化

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 地形及び地質の状況

(ア) 地層の走向・傾斜、斜面形状等の状況

(イ) 表層地質、地表の被覆及び地質構造の状況並びに透水係数等の地下水の流動に係る定数等の状況

イ 降水量及び降水の分布の状況

ウ 地下水、湧水及び河川の状況

(ア) 地下水の賦存形態、水位、流動、揚水等の状況

(イ) 湧水の分布、規模等の状況

(ウ) 河川の位置等の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により地下水の水位及び湧水量が変化すると想定される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。地下水の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 調査地点

原則として、調査地域の中から適切な地点を選定する。

イ 調査期間等

少なくとも 1 年間にわたる地下水の状況を適切に把握し得る期間とする。

ウ 測定方法

地下水位計を用いる方法等とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する地下水の水位又は湧水量の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、地下水又は湧水に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 理論的解析による方法

イ 類似の事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

第13 河川の変化

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 地形及び地質の状況

(ア) 地形の特性、斜面形状、地質構造、集水域等の状況

(イ) 雨水の流出に影響を及ぼす軟弱地盤等の分布、表層地質及び地表の被覆の状況並びに流出係数、透水係数等の雨水の流出及び浸透に係る定数等

イ 降水量及び降水の分布の状況

ウ 河川及び水路の状況

流量等が大きく変化すると想定される河川、都市下水路及び水路(以下「河川等」という。)の位置、規模、流量、流域、断面構造、勾配、伏流水、現況流下能力、河川計画等

エ 植物の生育状況

オ 利水等の状況(将来の水利用を含む。)

(2) 調査地域

対象事業の実施により河川等の流量が変化すると想定される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する河川等の流量の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、河川等の流量が変化することが予想される地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、河川等の流量に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 理論的解析による方法

イ 類似の事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

第14 海況の変化

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 地形の状況

海岸及び海底の地形・底質・地質の状況

イ 気象の状況

ウ 水質の状況

水温、塩分濃度等の状況

エ 流出入量の状況

河川から海域への流出量及び湾内外の流出入量の状況

オ 利用等の状況

カ 流況

波浪、潮汐、潮流・海流等の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により海域の流況が変化すると想定される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。水質及び流況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 水質の状況

(ア) 調査地点

流況の変化の予測を行うために必要な水質の状況を適切に把握し得る地点とする。

(イ) 調査期間

原則として、年間の季節変動等を把握できる期間とする。

(ウ) 調査方法

「水質調査法」(昭和46年9月環水管第30号)、「海洋観測指針」(日本海洋学会)に定める方法又はその他適切な方法とする。

イ 流況

(ア) 調査地点

流況を適切に把握し得る地点とする。

(イ) 調査期間

年間の季節変動等を把握できる期間とする。

(ウ) 調査方法

「海洋観測指針」に定める方法又はその他適切な方法とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の工事により変化する海域の流況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、海域の流況が変化すると予想される地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

原則として、対象事業の工事が完了した時点とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 数理モデルによる方法

イ 模型実験による方法

ウ 類似の事例を参考にする方法

エ その他適切な方法

第15 土壌、土砂の流出・堆積

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 地形及び地質の状況

(ア) 地形の特性、斜面形状、地層構造、集水域等の状況

(イ) 雨水の流出に影響を及ぼす軟弱地盤・地層・盛土等の分布、表層地質及び地表の被覆の状況並びに流出係数、透水係数等の雨水の流出及び浸透に係る定数等

イ 降水量及び降水の分布の状況

ウ 河川及び水路の状況

エ 植物の生育状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により土壌等の流出及び堆積が懸念される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する土壌等の流出及び堆積の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、土壌等の流出及び堆積が生じると予想される地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、土壌等の流出及び堆積の状況を的確に把握できる時期とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 理論的解析による方法

イ 模型実験による方法

ウ 類似の事例を参考にする方法

エ その他適切な方法

第 16 貴重な地形及び地質

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 地形及び地質の状況

対象事業実施区域等の地形の特性及び表層地質の状況

イ 学術上貴重な地形・地質の状況

対象事業実施区域等に存在する天然記念物、学術上貴重な地形・地質、鉱物及び化石の分布状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により学術上貴重な地形・地質が影響を受けると予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により学術上貴重な地形・地質が受ける影響の内容及び程度とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中、工事完了後及び供用開始後で、学術上貴重な地形・地質に及ぼす影響を的確に把握できる時期とする。

(4) 予測方法

類似の事例を参考にする方法等とする。

第17 動物

1 調査の手法

(1) 調査項目

ア 脊椎動物、昆虫類その他主な動物の生息種、主要種の生息状況及び生息環境特性(採餌場所、繁殖場所、休息場所、移動経路等)

イ 学術上又は自然保護上若しくは希少性の観点から注目すべき種(亜種を含む。)及び群集の分布、生息の状況及び生息環境の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により動物の生息域及び行動圏に影響を及ぼすおそれがあると認められる区域とする。

(3) 調査方法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 調査地点

調査地域における動物の生息状況及び生息環境を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

イ 調査期間等

原則として1年間とし、動物の活動時期を考慮して調査地域における年間を通じた動物の生息状況を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。調査時期及び時間帯は、生活史の特性及び行動時間帯を考慮して設定する。

ウ 調査手法

(ア) 動物相及び群集

生息種の確認及び群集の存在環境の把握等

(イ) 注目すべき動物の生息状況

分布範囲、生息環境(その地域及び位置を含む。)の状況、繁殖状況、生活史、他の動植物との関係等を確認する方法とする。

(4) 留意事項

文献その他の資料に記載された生息種が当該地域に不在と判断又は推定する場合には、十分な現地調査及び専門家からの意見聴取等により不在とする根拠を明らかにするものとする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

ア 注目すべき種等の生息環境の改変の程度及び内容

イ 注目すべき種等の生息状況への影響

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中、工事完了後及び供用開始後で、動物の生息の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

対象事業の計画をもとに、生息環境の消滅の有無及び改変の程度を把握することにより行う。

なお、間接的影響については、類似の事例、専門家の意見等を参考に行う。

(5) 留意事項

生息状況への影響については、生息する動物の種構成の変化、生息域及び生息密度の変化並びにこれらの変化に伴う間接的な影響について留意する。また、地域と係わりのある動物への影響の程度についても留意する。

第18 植物

1 調査の手法

(1) 調査項目

ア 種子植物及びシダ植物その他主な植物に係る植物相(種、群落)及び植生の状況

イ 学術上又は自然保護上若しくは希少性の観点から注目すべき個体、種、群落及び植生の分布、生育の状況及び生育環境の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により植物の生育域に影響を及ぼすおそれがあると認められる区域とする。

(3) 調査方法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 調査地点

調査地域における植物の状況を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

イ 調査期間等

原則として1年間とし、植物の生育期等を考慮して調査地域における年間を通じた植物の状況を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。調査時期は、開花期及び結実期等を考慮して設定する。

ウ 調査手法

(ア) 植物相

生育種の確認及び生育環境の把握等とする。

(イ) 植生

「植物社会学的群落調査法やこれに準じる手法(立地の変化による植物集団の差違を把握できる手法)」等による方法とする。原生自然植生及び潜在自然植生については、既存資料を現地調査により補正する方法とする。

(ウ) 注目すべき個体、種、群落の生育状況

分布状況、生育環境(その地域及び位置を含む。)の状況等を確認する方法とする。

(4) 留意事項

文献その他の資料に記載された生育種が当該地域に不在と判断又は推定する場合には、十分な現地調査及び専門家からの意見聴取等により不在とする根拠を明らかにするものとする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

ア 植生の改変の程度及び内容

イ 注目すべき個体、種及び群落の改変の程度並びに内容(間接的影響を含む。)

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中、工事完了後及び供用開始後で、植物の生育及び植生の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

対象事業の計画をもとに、生育環境の消滅の有無及び改変の程度を把握することにより行う。

なお、間接的影響については、類似の事例、専門家の意見等を参考に行う。

(5) 留意事項

地域と深い係わりのある植物への影響の程度について留意する。

第 19 生態系

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。この場合において、陸域生態系及び水域生態系の区分に分けて行うものとする。

ア 生態系の構成内容

生物群集、生息・生育環境である生息・生育場所、地形・地質及び水環境並びに気象等の構成要素及び生態系の遷移の状況(人間の関わりを含む。)等

イ 生物間の相互関係

食物連鎖及び競争関係、寄生共生関係、ポリネータ関係及び他の生態系との関わり

ウ 指標種

地域の生態系を特徴づける上位種、優占種、キーストーン種、アンブレラ種等の抽出

(2) 調査方法

ア 生態系の構成内容

動物、植物、地形・地質及び水環境その他の構成要素の調査結果に基づき、対象事業実施区域及びその周辺の地域の生態系の構成内容を把握する。

イ 生物間の相互関係

動物、植物、地形・地質及び水環境その他の構成要素の調査結果に基づき、対象事業実施区域及びその周辺の地域の動植物とその生息・生育環境との関わり及び生態系を構成する生物の相互の関わりを把握する。

ウ 指標種

動物、植物、地形・地質及び水環境その他の構成要素の調査結果及び把握された生態系の構成内容等に基づき、対象事業実施区域及びその周辺の地域の生態系を特徴づける指標種を設定する。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により指標種に与える影響の程度とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中、工事完了後及び供用開始後で、指標種への影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

予測は、次に掲げる方法から選択し、生物と環境との関わり、生物相互間の関わり及び生物の多様性の観点から行うものとする。

ア 数理モデルによる方法

イ 類似の事例、専門家の意見等を参考にする方法

ウ その他の適切な方法

第20 景観

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 景観の構成要素及び特性

対象事業実施区域周辺における景観の構成要素及びこれらの構成要素により形成される地域景観の特性

イ 主要な展望地点の状況

対象事業実施区域周辺の主要な展望地点（不特定多数の人々が利用する公共的な場所で、景観が展望できる地点のうち主要なものをいう。）

(2) 調査地域

対象事業の工事及び供用により主要な展望地点からの景観が変化すると想定される範囲及び当該地域を展望できる主要な展望地点とする。

(3) 調査方法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析の方法による。

ア 景観構成要素及び特性

地形図、地質図、植生図、土地利用現況図等の最新の既存資料又は現地調査により明らかにする。

イ 主要な展望地点の状況

観光ガイドブック等の最新の既存資料又は現地調査により明らかにする。
なお、主要な展望地点から展望できる景観の現況を現地調査で把握する場合は、写真撮影等により適切に行う。また、現地調査については、景観の構成要素及び特性並びに主要な展望地点の利用状況を考慮した適切な時期等に行う。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の工事及び供用により変化する主要な展望地点から展望できる景観の構成要素、地域景観の特性、可視領域、圧迫感等の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

ア 予測地域

対象事業の工事及び供用により主要な展望地点からの景観が著しく変化すると想定される地域を含む適切な地域とする。

イ 予測地点

対象事業実施区域が展望でき、かつ、当該地点からの景観が著しく変化すると想定される主要な展望地点のうち、その位置及びその地点から展望できる景観の特性等を考慮し選定した代表的な地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事完了後及び供用開始後の適切な時期とする。

(4) 予測方法

対象事業の計画の状況、周辺の土地利用の状況、環境保全措置等を考慮して、次に掲げる図等を利用した理論的な解析又は類似の事例を参考とする方法等とする。

ア 完成予想図(フォトモンタージュ、コンピュータ・グラフィックス等)

イ 可視領域図

ウ 最大仰角図

エ 形態率図

オ 周辺地域を含めた模型

なお、シミュレーションは複数案作成し比較検討するものとする。

第21 文化財

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 有形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群及び埋蔵文化財(以下「文化財」という。)の状況

対象事業実施区域及びその周辺に存在する文化財の種類、位置、区域、保存等の状況

イ 文化財の周辺の状況

文化財周辺の地形、土地利用等の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により文化財が損傷等の影響を受けると想定される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により文化財が受ける影響の内容及び程度とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中、工事完了後及び供用開始後で、文化財に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

類似の事例を参考にする方法等とする。

第22 人と自然との触れ合いの活動の場

1 調査の手法

(1) 調査項目

野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合い活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動の場等について、次に掲げる項目を調査するものとする。

ア 位置、種類、規模、特性等の状況

イ 利用状況

ウ 周辺の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により影響を受けると想定される人と自然との触れ合いの活動の場とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。現地調査を行う場合は、調査の期間は原則として1年間とし、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を考慮して調査時期及び時間帯を設定する。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する人と自然との触れ合いの活動の場の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域に準じ、環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

類似の事例、専門家の意見等を参考にする方法等とする。

第 23 廃棄物

1 予測の手法

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の内容を考慮して次の項目から選定する。

ア 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設副産物(以下「廃棄物等」という。)の種類、発生量及び処理状況等

イ リサイクルの状況

廃棄物等のリサイクルの状況

(2) 予測対象時期等

対象事業の工事中の廃棄物等の発生が最大となる時期及び事業活動等が定常に達した後で廃棄物等の発生が最大となる時期とする。

(3) 予測方法

対象事業の計画の内容、排出抑制対策等の状況、その他の類似の事例等を勘案して計算等により予測する。

第 24 地球環境

1 予測の手法

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の内容を考慮して次の項目から選定する。

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガス(以下「温室効果ガス」という。)の排出量及び工事期間中の排出量

イ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和 63 年法律第 53 号)第 2 条に規定する特定物質(以下「オゾン層破壊物質」という。)の発生量及び排出量

(2) 予測対象時期等

対象事業に係る工事の時期及び事業活動等が定常に達した時期等とする。

(3) 予測方法

対象事業の計画の内容、排出抑制対策等の状況、その他の類似の事例等を勘案して計算等により予測する。

第 25 放射線の量

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 空間線量率の状況

イ 放射能濃度の状況

ウ 粉じん等の状況

エ 気象の状況

オ 水象、水質、水底の底質及びその他の水環境の状況

カ 地形、地質及び土壌の状況

キ 建設副産物(土砂、木材、コンクリート、金属等)の発生状況

ク 廃棄物の再資源化施設及び最終処分場等における処分状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により一般環境中の放射性物質の状況に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。一般環境中の放射性物質の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 調査地点

事業実施区域及び一般環境中の放射性物質の状況を適切に把握できる地点とする。

イ 調査期間等

調査地域における一般環境中の放射性物質の状況を適切に把握できる期間及び時期とする。

ウ 測定方法

(ア) 空間線量率の状況については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号)」に基づく空間線量率の調査の方法などその他必要な精度を確保した方法とする。

(イ) 放射能濃度の状況については、環境試料採取法等に基づく土壌、水質、建設副産物及び廃棄物等試料の採取並びにゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー等による分析の方法などその他必要な精度を確保した方法とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施による放射線の量の変化の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中及び供用開始後で、放射線に係る環境影響を的確に把握できる時期等とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 放射性物質の拡散・流出防止措置を踏まえて定性的に予測する手法

イ 既往の放射性物質の知見に基づき定性的に予測する方法

ウ 類似の事例を参考にする方法

エ その他適切な方法

第 26 日照障害

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

土地の起伏及び傾斜等の地形の状況、対象事業実施区域の周辺の土地に日陰を生じさせている工作物の位置、規模、構造等の状況並びに当該工作物の日陰の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により日照障害が生じると予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査により、調査地域の日陰の状況を把握する。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により発生する日照障害の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

原則として、対象事業に係る工作物の建設が完了した時点以後の冬至日とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 理論的解析による方法

イ 模型実験による方法

ウ 類似の事例を参考にする方法

エ その他適切な方法

第 27 電波障害

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア テレビジョン放送の受信状況

周辺地域における受信可能なテレビジョン放送の種類、共同受信施設、ケーブルテレビジョンによる再送信の利用等の状況

イ テレビジョン放送電波の状況

(ア) 放送局の送信機出力、放送周波数並びに空中線の位置及び高さ

(イ) 希望波の電界強度、受信画質等

(2) 調査地域

対象事業の実施によりテレビジョン電波障害が生じると想定される地域とする。

(3) 調査方法

既存資料の整理及び解析又は現地調査により、調査地域の電波障害の状況を把握する。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施により発生するテレビジョン電波障害の程度及び地域とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

対象事業の工事中におけるテレビジョン放送電波への影響を的確に把握できる時期及び対象事業に係る工作物の建設が完了した後の適切な時点とする。

(4) 予測方法

次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 工作物による電波障害予測計算の理論式による方法

イ 類似の事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

第3章 静岡県環境影響評価条例施行規則第6条の規定に基づく第2種事業の判定基準

施行規則第6条の規定に基づく第2種事業の判定基準は、次のとおりとする。

1 第2種事業に係る条例第8条第3項(同条第5項及び第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれ大きいこと。

(2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象(以下この項において「対象」という。)が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域、藻場、干潟、さんご群集、その他人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

エ アからウまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

(3) 当該第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他

の対象が存在し、かつ、当該第 2 種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染防止法第 5 条の 2 第 1 項に規定する指定地域

イ 水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定水域又は指定地域

ウ 湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された指定湖沼又は同条第 2 項の規定により指定された指定地域

エ 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は静岡県立自然公園条例(昭和 36 年静岡県条例第 53 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された静岡県立自然公園の区域

オ 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は静岡県自然環境保全条例(昭和 48 年静岡県条例第 9 号)第 10 条第 1 項の規定により指定された静岡県自然環境保全地域

カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域

キ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

ク 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域

ケ 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)

コ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域

サ アからコまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの(4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第 2 種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第 2 種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 環境基準であって、大気の汚染(光化学オキシダントに関するものを除く。)、水質の汚濁(大腸菌群数に関するものを除く。)又は騒音に係るものが確保されていない地域

イ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項の限度を超えている地域

ウ 振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項の限度を超えている地域

エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2 第2種事業が1の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第2種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第2種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 当該第2種事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が施行規則別表第1の第1種事業の要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

(2) 当該第2種事業及び当該同種の事業が総体として1の(2)から(4)までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。

附 則(平成15年4月18日告示第448号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年5月26日告示第500号)

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

附 則(平成27年12月25日告示第1001号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成28年2月19日告示第198号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2抄)

1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。